

知的財産戦略関係の 取組みについて

厚生労働省

平成20年1月25日

厚生労働省の試験研究機関等

◆国立試験研究機関

- ・国立医薬品食品衛生研究所
- ・国立感染症研究所
- ・国立保健医療科学院

◆国立高度専門医療センター

- ・国立がんセンター
- ・国立国際医療センター
- ・国立循環器病センター
- ・国立成育医療センター
- ・国立精神・神経センター
- ・国立長寿医療センター

◆国立身体障害者リハビリテーションセンター

◆独立行政法人

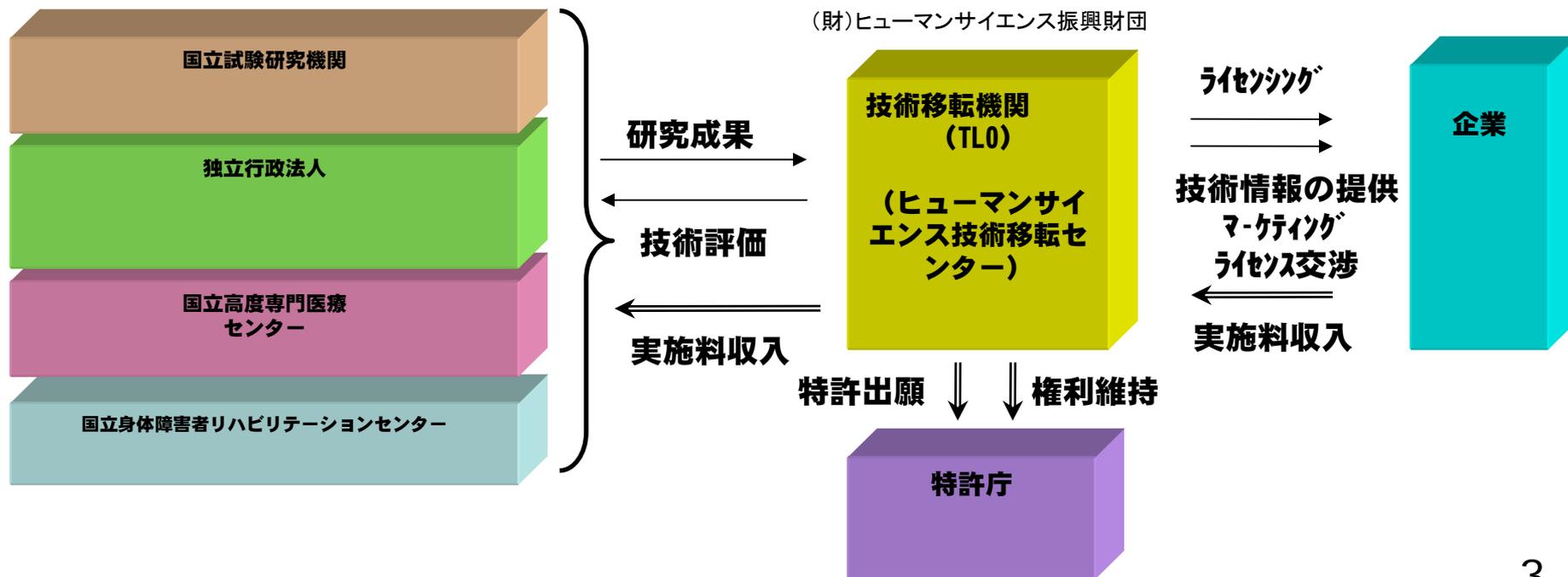
- ・国立健康・栄養研究所
- ・国立病院機構
- ・医薬基盤研究所
- ・労働安全衛生総合研究所

※ 知的財産の創出・活用の促進のため、平成15年3月31日付けで、職務発明規定、補償金規定、技術移転事業認定要綱、委託研究規定、共同研究規定、受託研究規定を通知したところ。

TLO（技術移転機関）の整備について

厚生労働省の国立試験研究機関等で生み出された研究成果の民間企業等への技術移転を促進するため、平成15年3月31日付けでTLOの認定要綱を制定。

平成15年5月1日に(財)ヒューマンサイエンス振興財団を厚生労働省のTLOとして認定。



厚生労働省の認定TLOについて

・財団法人ヒューマンサイエンス振興財団

①財団概要

・住所：東京都中央区日本橋小伝馬町13-4

・設立年月日：昭和61年4月1日

②技術移転事業部門の名称

ヒューマンサイエンス技術移転センター

③技術移転事業の開始時期

平成15年6月

④これまでの実績

特許出願件数	平成15年度	20件(実施許諾件数0件)
	平成16年度	72件(0件)
	平成17年度	62件(3件)
	平成18年度	62件(5件)
	平成19年度	45件(9件)

(平成19年12月末日現在)

厚生労働省研究機関等の知的財産の技術移転の例

国立成育医療センターの以下の発明について、民間企業と特許権の実施権許諾契約が締結された(平成19年7月)。

発明の概要:「心筋細胞への分化能を有する細胞」

心筋とは全く関係のない子宮内膜細胞について、心筋細胞への分化が見いだされたことから、当該民間企業では、これらを心筋組織を再生する細胞源として、無侵襲で細胞を回収し、そのまま移植する技術を利用することにより、実用化を検討していくもの。

発明の有用性:再生医療において、心筋組織を再生する細胞源としての可能性がある。

「知的財産戦略について」に盛り込まれた事項の

実施状況について（１）

Ⅲ. ライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用

1. 研究における特許の使用を円滑化する。

① 「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議）において、指針の普及等のために関係府省が取り組むとされた事項（本指針の周知、研究開発の公募における対応、対価に関する実務の支援、大学等における体制等の整備、フォローアップ）について、平成19年度から、本指針やOECDガイドラインの考え方の国際的な普及を含め、各事項の内容に応じて速やかに必要な措置を講ずる。

【実施状況】

- ・所管する試験研究機関などの関係機関に周知（平成19年3月）
- ・平成20年度厚生労働科学研究費補助金の公募要綱に、リサーチツール特許について、本指針に基づき適切に取り扱うよう記載（平成19年10月）

「知的財産戦略について」に盛り込まれた事項の 実施状況について（２）

Ⅲ. ライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用

1. 研究における特許の使用を円滑化する。

② リサーチツール特許の使用を促進するため、平成19年度以降、大学等や民間企業が所有し供与可能なリサーチツール特許や特許に係る有体物等について、その使用促進につながる情報（リサーチツールの種類、特許番号、使用条件、ライセンス期間、ライセンス対価（参考となる過去の対価実績）、支払条件、交渉のための連絡先等を含む。）を公開し、一括して検索を可能とする統合データベースを構築する。

【実施状況】

・引き続き、関係府省と連携して、リサーチツール特許等に係る統合データベースの構築に取り組む。